

詳しい情報は
こちらをご覧ください

①安全保障貿易管理ホームページ

インターネットで「経済産業省 安全保障貿易管理」で検索
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

②大学・研究機関向けQ&A

大学・研究機関の方からよくあるお問合せとその回答
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigakuqanda/daigakuqanda.pdf>

③安全保障貿易管理説明会の開催状況

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminar00.html>

その他、ご不明な点については、以下までお問い合わせください。

■ 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理制度、外為法の解釈についてのお問い合わせ
安全保障貿易管理課 ☎03-3501-2800

許可申請、該非判定についてのお問い合わせ
安全保障貿易審査課 ☎03-3501-2801

輸出者等遵守基準、輸出管理内部規程についてのお問い合わせ
不正輸出などのご連絡
安全保障貿易検査官室 — ☎03-3501-2841

安全保障貿易管理について一般的なお問い合わせ
安全保障貿易 案内窓口 ☎03-3501-3679

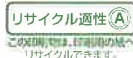
■ 大学・研究機関における相談窓口は…

千葉大学に於け手続き等の詳細は以下のHPをご覧ください。
学術研究推進機構産業連携研究推進ステーション
(<https://www.ccr.chiba-u.jp/industry/>)

本件担当

輸出管理アドバイザー（知財管理移転室長・特任准教授）
河野 敬介
研究推進部産学連携課知財総務係
内線 2111・2918
E-mail: bef2111@office.chiba-u.jp

※このスペースには、大学・研究機関として設置している
相談窓口や責任者などの連絡先を記載し、活用してください。



国際交流の推進は大切です…

たとえ、研究・教育のためであっても、

① 規制対象貨物を輸出しようとする際

② 規制対象技術を提供しようとする際

には、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、
経済産業大臣の許可を取得する必要があります。

安心して研究を行うためにも一人一人の意識と行動が重要です。

外為法の罰則は、違反行為を行った関係者のみならず、法人も対象となり得ます。万が一、外為法違反に問われた場合は、組織にとっても大きなリスクとなるおそれがあります。



経済産業省
Ministry of Economy,
Trade and Industry

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

「自分は兵器開発の研究なんて
していない」と考えていたら...

例えば...

1

原子力工学・放射性材料化学

色素レーザー光による²³⁵U励起スキームの
研究(同位体分離、同位体応用、ウラン濃縮)

複数の色素レーザー光を照射してU(ウラン)
同位体のうち²³⁵Uを選択的に励起して光電離。
回収されたイオンを電極板に回収し、²³⁵Uを濃縮。

2

構造力学・材料工学

炭素繊維強化炭素複合材料の製法の研究
(高温耐熱材料)

炭素繊維を補強材とした複合材料を製作し、
その力学的特性及び機能的特性を高性能化。

3

生化学

炭疽菌の研究(炭疽菌)

炭疽菌の芽胞を対象として、炭疽菌の病原性、
ワクチン、炭疽の診断法に関する研究。

4

半導体工学、情報科学

高分解能赤外線撮像システムの研究
(光電物性、画像処理、画像認識)

砒化ガリウムを用いた高分解能近赤外光用
イメージ増強管を用いた画像認識装置の研究。

大量破壊兵器などに転用される
可能性があったとは!!

転用されると...

1

原子力工学・放射性材料化学

色素レーザー光による²³⁵U励起スキームの
研究(同位体分離、同位体応用、ウラン濃縮)

核兵器の原料精製のためのウラン濃縮
装置の設計に転用可能【2の項(31)】。

2

構造力学・材料工学

炭素繊維強化炭素複合材料の製法の研究
(高温耐熱材料)

ミサイルの推進用ロケットモーターの
ノズル部分に転用可能【4の項(15)】。

3

生化学

炭疽菌の研究(炭疽菌)

炭疽菌の芽胞をエアロゾル化しやすい形態
に加工して散布し、肺炭疽の発生を謀るなど、
生物兵器へ転用可能【3の2項(1)】。

4

半導体工学、情報科学

高分解能赤外線撮像システムの研究
(光電物性、画像処理、画像認識)

夜間戦闘用ナイトビジョンなど、
通常兵器に転用可能【10の項(2)】。

こんなこと、ありませんか？

- 手作りの携行品、旧式や無償の資機材も「貨物」であり、ハンドキャリーでの持ち出しも「輸出」です。
- 外国の研究者や留学生への研究指導などは日本国内で行う場合であっても、規制対象の「技術提供」となる可能性があります。

大学・研究機関でよく見られる外国への技術提供や輸出の機会の例

主な機会	主な具体例
留学生・外国の研究者への研究指導や研究交流	実験装置の貸与、試作 技術情報を電子メールやUSBメモリ、電話、FAXで提供 授業、会議、打合せ 研究指導、技術指導
外国の大学や企業との共同研究	実験装置の貸与 技術情報を電子メールやUSBメモリ、電話、FAXで提供 会議、打合せ
学術研究を目的とした研究試料などの送付・持ち出し	サンプル品の送付・持ち出し 自作の研究資機材を携行
外国からの施設見学	研究施設の見学、研究内容の説明 工程説明、説明資料配付、実験機器の説明
外国の研究者などが参加する非公開の講演会・展示会	技術情報の口頭発表 技術情報のパネル展示

特に管理が必要な技術・学問分野の例

- 原子力技術
(原子核反応、中性子工学)
- 精密機械技術、精密加工技術、精密測定技術
- 自動制御技術、ロボット技術
- 化学・生化学（特に人体に有害な化学物質、解毒物質）
- バイオテクノロジー・医学
(ウィルス、細菌、毒素)を含む生物学
- 航空宇宙技術、高性能エンジン技術
- 規制される貨物の設計、製造、
使用するために設計したプログラム



■ たとえ最先端の学問分野
でなくても、幅広く規制
対象となり得ます。

■ 原子力、機械工学、生命化学などの
学問分野はもちろん、理学、農学、
医学など自然科学分野全般にわ
たって、安全保障上懸念がある用途
に利用できる可能性があります。

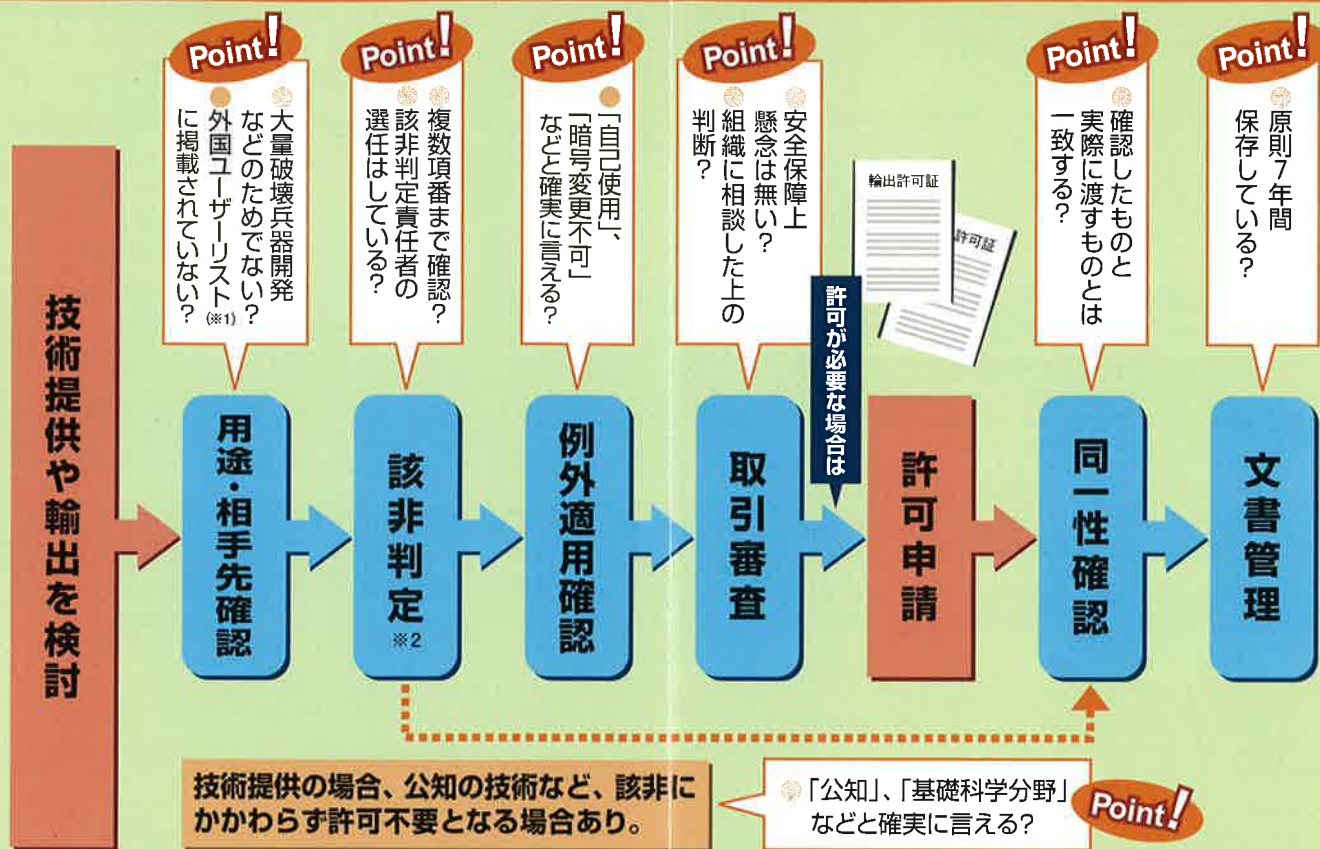
このような場面で管理を求める、安全保障貿易管理とは...

国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供や輸出となるものを
事前にチェックし、懸念のある行為を行わないこと。

それは、皆さんと皆さんの家族や友人、また皆さんが所属する大学、研究機関、
そして日本、世界の人々が安心・安全に暮らせるために必要な取組みです。

大学・研究機関における管理手続の流れの例

～安心して研究活動が続けるために～



※1 経済産業省が公表している大量破壊兵器の開発などへの関与が懸念される企業・組織のリスト。

※2 輸出する貨物又は提供する技術が法令で規制されているものであるか否かを判定すること。

輸出者等遵守基準

平成22年度から外為法に規定された、技術提供や輸出を継続的に行う者が遵守すべき基準です。懸念用途にも利用可能な技術や資機材を扱う者又は組織は、研究機関といえども、これを遵守して行動することが求められます。

- Point!** 該非判定責任者の選任
- 最新の外為法の内部周知(遵守指導)
- ★機微な貨物・技術を扱う者はその他、具体的な管理手続の策定など。